

「森林法施行規則の一部を改正する省令案」及び「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部改正する告示案」についての意見・情報の募集について

令和7年12月22日
農林水産省林野庁

この度、「森林法施行規則の一部を改正する省令案」及び「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

「森林の土地の所有者届出書」の届出事項や、市町村が管理する「林地台帳」の記載事項に、所有者の国籍等を追加することにより、外国人等による森林取得について、実態を円滑かつ正確に把握することを可能にするとともに、市町村が、関係行政機関と連携し、森林法に基づく行政処分や指導等を行う際に、相手方の言語や文化的背景に配慮した方法でより実効的に行うことを可能とするものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省林野庁森林整備部計画課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省林野庁森林整備部計画課森林計画指導班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

ご記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和7年12月22日～令和8年1月20日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 森林法施行規則及び告示改正案 概要

② 森林法施行規則の一部を改正する省令案 案文

③ 森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示案 案文

④ 参考資料（改正案の内容）